

## 管理職

- ・「学校いじめ防止基本方針」の提示
- ・いじめを許さない職場環境の醸成
- ・保護者・地域との連携及び警察・児童相談所等との連携
- ・県教育委員会への報告
- ・マスコミ対応

## いじめ対策委員会

## (1) 構成員

校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター  
保健主事、担任、養護教諭、スクールカウンセラー

## (2) 主な活動

- ・「学校いじめ防止基本方針」の見直し・改善
- ・年間指導計画の作成・実施・改善
- ・教職員対象研修会の企画・実施（生徒指導部、同和教育推進委員会との連携）
- ・「いじめ実態把握アンケート」の実施と結果分析（生徒指導部、同和教育推進委員会との連携）
- ・関係各機関との連携（新潟地方法務局、十日町警察署、南魚沼児童相談所、県立教育センター）
- ・いじめが疑われる案件についての判断

## 未然防止

- 1 意識の啓発
  - ・命を大切にする講話（全校集会、各学級）
  - ・いじめをさせない意識啓発講話（全校集会、各学級）
- 2 学習指導の一層の充実
  - ・学級担任を中心とした学習環境の整備（教室における整理・整頓の励行）
  - ・授業における規律の徹底
  - ・生徒の主体的な学習活動を重視した授業改善
- 3 ホームルーム活動・特別活動の一層の充実
  - ・互いを尊重し合える人間関係づくり
  - ・それぞれの居場所のある集団づくり
  - ・個々の生徒に対する評価の充実・改善
- 4 生徒支援・教育相談の充実
  - ・個別面談（年4回以上）における観察・情報収集
  - ・サポート事業における臨床心理士の積極的活用
  - ・教員対象の生徒支援・カウンセリング研修の実施（いじめ対策委員会主催）
- 5 人権教育の充実
  - ・同和教育推進委員会を中心としたホームルーム指導計画の作成・実施、及び人権教育講演会の実施
- 6 情報モラル教育の充実
  - ・学年集会等における情報モラル指導の実施
  - ・ネット上のいじめ等に係る教員研修の実施（生徒指導部主催）
- 7 保護者・地域との連携
  - ・PTA総会、松高後援会理事会等を通じた「学校いじめ防止基本方針」等の周知と協力要請

## 早期発見

- 1 情報の収集
  - ・ホームルーム、授業、部活動等における日々の生徒観察の充実
  - ・養護教諭からの情報提供
  - ・定期的な個別面談における情報収集
  - ・いじめ実態把握アンケートの実施（年2回）
  - ・生徒支援シートの活用（エピソードの入力・蓄積）
- 2 情報の共有
  - ・全職員で情報を共有する流れは以下のとおり。
    - (1) 観察・面談の結果
      - ア 教科担当、部活動顧問は、生徒観察・面談等の結果、気になる生徒がいた場合、当該の学級担任へ報告・相談する。
      - イ 学級担任は、副任及び養護教諭へ情報提供することで、関連情報を収集・整理する。
      - ウ 学級担任は、「イ」と並行して、管理職へ状況について報告する。
      - エ 学年の生徒指導担当は、「イ」を受けて生徒指導主事へ報告する。
      - オ 管理職の判断により、「いじめ対策委員会」を開催する。
      - カ 「いじめ対策委員会」の検討を経て、必要に応じて職員会議で情報提供する。
    - (2) 「いじめ実態把握アンケート」集計の結果
      - ア 各学級担任を通じて報告されたアンケート結果について、同和教育推進委員会で問題点の有無を確認する。
      - イ 「ア」の結果について、同和教育推進委員会は、「いじめ対策委員会」へ報告する。
- 3 困ったときの多様な相談方法を把握し生徒に周知する。

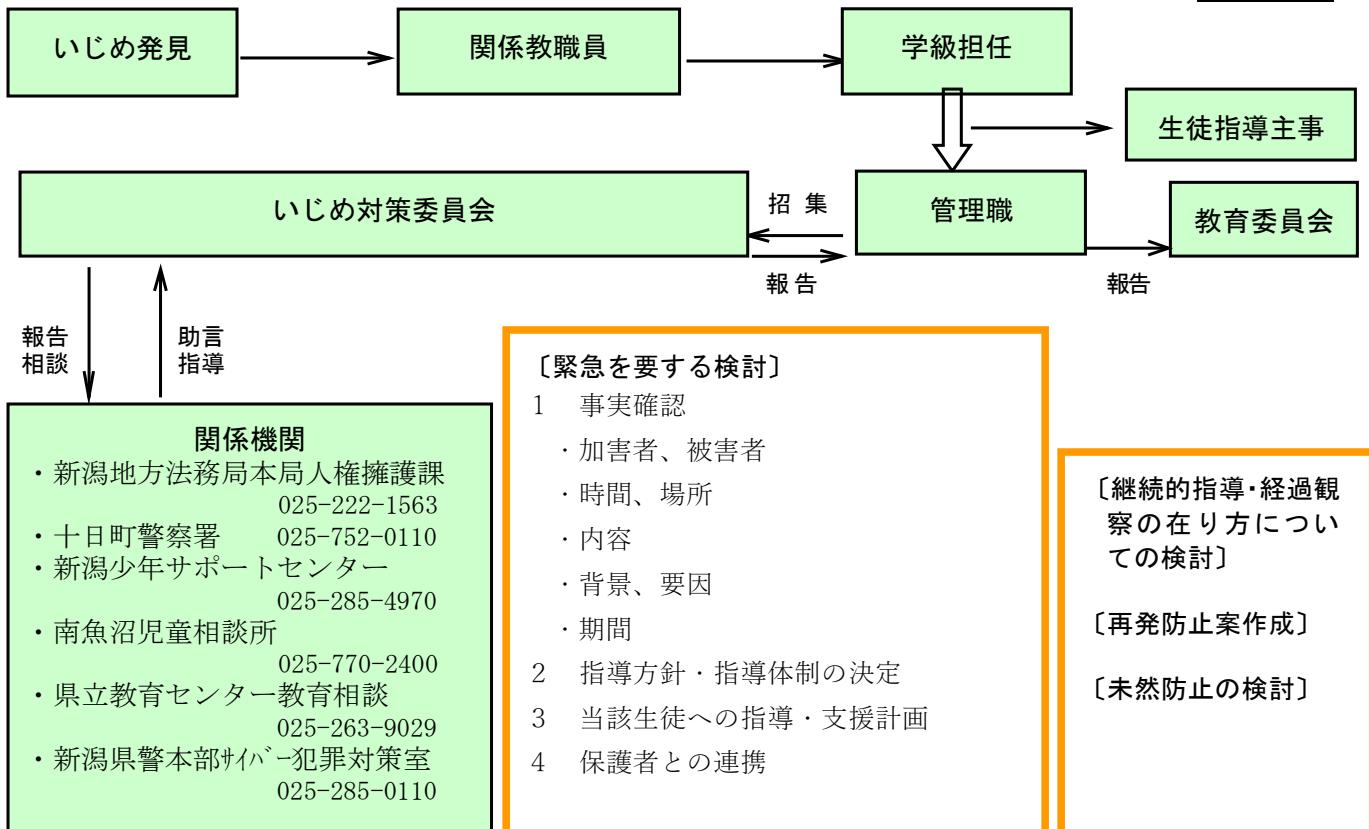
## II 年間指導計画

別紙2

	いじめ対策委員会等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	未然防止、早期発見に向けて
4月	松高後援会評議員会 <b>いじめ対策委員会</b> ・指導方針の確認 ・前期計画作成	サポート事業① 美人林清掃 S N S 教室 体育祭 生徒指導研修（教員） 生徒指導研修（教員） サポート事業② 全校遠足 松高祭 サポート事業③ 企業見学 生徒指導研修（教員） 人権教育講演会 閉校式典 サポート事業④ サポート事業⑤ 人権教育講演会	生活実態調査① <b>スクールカウンセラーによる全員面談</b> ～年37日来校～ 保護者面談 三者面談 個人面談 家庭訪問 ～必要に応じて 通年実施～ いじめ実態把握アンケート① いじめ実態把握アンケート② 保護者面談 三者面談 学校評価・授業評価 アンケート (生徒、保護者、職員、地域)	1 すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。 2 いじめ対策委員会は、基本方針、指導計画の策定を行い、全教職員に提示する。 3 各学年は、適宜、生徒の状況について情報交換を行う。 4 上記「3」の結果、注意を要する生徒については、生徒指導主事をとおして、月1回の校務委員会に報告する。 5 学級担任、部活動顧問は、一人で問題を抱え込んではならない。
5月	保護者向け啓発 ・PTA総会			
6月				
7月	保護者向け啓発 ・学年PTA			
8月		学級・学年づくり		
9月	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・後期計画作成	人間関係づくり		
10月				
11月				
12月				
1月				
2月	いじめ対策委員会 ・年度のまとめ			
3月	松高後援会理事会			

### III 緊急時の組織的対応

別紙3



#### 被害生徒への対応

- 1 まず受容する。辛い気持ちを受け容れ、共感を示すことで、被害を受けた生徒の心の安定を図る。
- 2 「最後まで守り抜くこと」、「秘密を守ること」を伝えるとともに、具体的な支援内容を示すことで、仕返し等の不安感を払拭する。
- 3 自信を持たせる言葉かけ、解決に向けた見通しを与えることで、自尊感情の回復を図る。
- 4 「いじめ」の克服を目指して、自己理解を促すとともに、自立を支援することを約束する。

#### 被害生徒の保護者への対応

- 1 速やかに正確な事実を通知するとともに、今後の対応についての要望を聞くなど、誠意ある対応を心掛ける。
- 2 いじめを防止する方法について協議する。
- 3 学校の方針を丁寧に説明し、理解を求めるとともに、継続して家庭との連携を図る。

#### 加害生徒への対応

- 1 生徒の言い分を傾聴し、事実関係、いじめに及んだ気持ち、その背景にも目を向ける。
- 2 毅然とした態度を示し、事の重大さに気付かせるとともに、被害者の気持ちを想像させるよう指導する。
- 3 警察への相談、通報すべき事案の場合は、速やかに関係機関と連携する。
- 4 継続的な指導を心掛ける。場合によっては、孤立感、疎外感を持たせないような配慮も必要。

#### 加害生徒の保護者への対応

- 1 速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す。
- 2 いじめを防止する方法、被害者への謝罪等について協議する。
- 3 立ち直りの見通しを伝えるとともに、今後の協力を要請する。

#### クラス等への対応

- 1 当事者だけの問題にとどめず、学級、学校全体の問題として捉え、ホームルーム、全校集会等を契機として指導する。
- 2 ホームルームで、被害者の心の苦しさを理解させ、傍観することの問題に焦点を当てて指導する。

#### 保護者からの相談の対応

- 1 子どもがいじめられているとの訴えがあった場合、その内容を丁寧に聴き取り、事実確認する。
- 2 事実が確認できない場合は、学校の対応方法を説明して理解を求め、今後も引き続き当該の生徒を見守っていくことを伝える。